○内閣府財務省告示第四号

沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第五号の規定に基づき、沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の規定に基づき主務大臣が定めるものを定める件（平成二十年内閣府財務省告示第七号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十六年四月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎

第二号1中「第四十二条第一項」を「第四十一条第二項第二号」に改める。

○国家公安委員会告示第十三号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）第一条の規定により、平成二十六年三月十三日付けで次の講習を指定したので、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）第一条の四の規定に基づき、告示する。

平成二十六年四月一日

国家公安委員会委員長　古屋　圭司

一　講習の名称　プロダンス教師認定講習
二　講習を行う法人の名称　一般社団法人日本舞踏教師協会
三　講習を行う法人の住所　東京都豊島区巣鴨二丁目九番二十五号クリエイトビル２Ｆ
四　講習に係る事務を行う事務所の所在地　東京都豊島区巣鴨二丁目九番二十五号クリエイトビル２Ｆ

○金融庁告示第二十九号

アメリカン・ホーム・アシュアランス・カンパニーが保険契約の全部に係る保険契約の移転をしたことに伴い、保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十三条第一項の規定により、同社の同法第百八十五条第一項の免許がその効力を失ったので、同法第二百七十四条の規定に基づき、告示する。

平成二十六年四月一日

金融庁長官　畑中龍太郎

○総務省告示第百四十六号

地方公共団体情報システム機構法（平成二十五年法律第二十九号）附則第五条第三項の規定により届出があったものとみなして適用される住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の十三第三項の規定に基づき公示する。

平成二十六年四月一日

総務大臣　新藤　義孝

一　変更後の指定認証機関の名称　地方公共団体情報システム機構
二　変更後の主たる事務所の所在地　東京都千代田区一番町二十五番地
三　変更の年月日　平成二十六年四月一日

○総務省告示第百四十七号

地方公共団体情報システム機構法（平成二十五年法律第二十九号）附則第七条第二項の規定により届出があったものとみなして適用される電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三十七条第三項の規定に基づき公示する。

平成二十六年四月一日

総務大臣　新藤　義孝

一　変更後の指定認証機関の名称　地方公共団体情報システム機構
二　変更後の主たる事務所の所在地　東京都千代田区一番町二十五番地
三　変更の年月日　平成二十六年四月一日

○総務省告示第百四十八号

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第十六条の四の四第一項に規定する前々年度の全国の市町村たばこ税の額の合計額として総務大臣が定める額は、八千八百七十一億千百七十九万九千円とする。

平成二十六年四月一日

総務大臣　新藤　義孝

○法務省告示第百四十四号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

平成二十六年四月一日

法務大臣　谷垣　禎一

高知地方法務局所属　太田　善康

○外務省告示第百四号

平成十三年四月二十日にウィントフックで作成された「南東大西洋における漁業資源の保存及び管理に関する条約」の附属書は、その第十六条5の規定に従い、平成二十六年二月十五日に効力を失った。

平成二十六年四月一日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百五号

平成二十六年三月十三日にアンマンで、北部地域シリア難民受入コミュニティ水セクター緊急改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がヨルダン・ハシェミット王国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　北部地域シリア難民受入コミュニティ水セクター緊急改善計画の実施に必要な生産物及び役務を購入するための資金の贈与
2　贈与額　二十五億千万円
3　署名者
日　本　側　小菅淳一在ヨルダン大使
ヨルダン側　イブラヒム・サイフ計画・国際協力大臣

平成二十六年四月一日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百六号

平成二十六年三月十三日にアンマンで、ヨルダン・ハシェミット王国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がヨルダン・ハシェミット王国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与
2　贈与額　七億五千万円
3　署名者
日　本　側　小菅淳一在ヨルダン大使
ヨルダン側　イブラヒム・サイフ計画・国際協力大臣

平成二十六年四月一日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百七号

平成二十六年三月十四日にハノイで、ベトナム社会主義共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がベトナム社会主義共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与
2　贈与額　五億円
3　署名者
日　本　側　鈴木秀生在ベトナム臨時代理大使
ベトナム側　グエン・テー・タオ　ハノイ市人民委員長

平成二十六年四月一日

外務大臣　岸田　文雄

○財務省告示第百十六号

歳入徴収官事務規程（昭和二十七年大蔵省令第百四十一号）第四十六条の二の規定に基づき、同条の規定に基づき分任歳入徴収官を指定する件（平成二十二年四月財務省告示第百二十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年四月一日

財務大臣　麻生　太郎

社会資本整備事業特別会計の項を削る。

附　則

1　この告示は、公布日から施行する。
2　この告示による改正後の規定は、平成二十六年度以降の予算に関する事務から適用し、平成二十五年度以前の予算に関する事務については、なお従前の例による。

○財務省告示第百十七号

塩事業法（平成八年法律第三十九号）第二十一条第三項の規定に基づき、財団法人塩事業センターから名称についての変更の届出があったので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十六年四月一日

財務大臣　麻生　太郎

名称
変更前　財団法人塩事業センター
変更後　公益財団法人塩事業センター

○環境省　農林水産省告示第三号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第三十八条第一項の規定に基づき、尾瀬国立公園に関する生態系維持回復事業計画を定めたので、同条第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

平成二十六年四月一日

農林水産大臣　林　芳正
環境大臣　石原　伸晃